



保育施設を利用できる方

保育所や認定こども園での保育を希望し、保育認定（2・3号認定）を受けるためには、以下の「保育を必要とする理由」に該当する必要があります。

- 就労している（就労の形態は問わないが、一時預かりで対応可能な短時間労働は除く）
- 疾病にかかっている、もしくは負傷している
- 精神、身体に障害がある
- 同居の親族を常時介護している
- 災害復旧中
- 就学中

※以下の理由に該当する場合は保育の利用期間に制限があります。

- 妊娠中、または産後間もない（出産または出産予定日の前2カ月及び出産後3カ月）
- 求職活動中（90日間）
- 育児休業中（育児休業対象児の出産後1年を経過する日の属する月の末日まで）

利用者負担額（保育料）について

白鷹町では保護者の方の負担軽減のため、保育料を国基準の概ね7割となるように設定しています。保育料は保護者等の所得をもとに決定されますが、認定区分ごとの保育料は右記の通りです。

世帯の町民税課税状況	1号認定（教育認定）	3号認定（3歳未満児）	2号認定（3歳以上児）
非課税	0～3,000円	0～7,700円	0～4,800円
課税	6,000～20,000円	14,000～50,000円	11,100～36,000円

※生活保護世帯は一律0円

出生前の仮受付も可能です

- 対象者** 平成30年2月1日までに生まれる予定のお子さんで、4月から保育所等の利用を希望する方
 - 申込書類** 健康福祉課内に用意してあります。
 - 申込方法** 申込期間内に後述の申込窓口まで提出してください。（※名前は空欄で提出）
 - 申込窓口** 健康福祉課子育て支援係
- ※認定こども園を希望の場合も前述の申込窓口へお願いします。
- ※4月以降入園希望の方は、ご相談ください。

認定区分ってなに？

2・3号認定（保育認定）

- 保育所を利用する場合や、認定こども園で保育を希望する場合に該当。
- 未満児（H30.4.1時点3歳未満児）は保育を希望する理由がなければ利用できない。

1号認定（教育認定）

- 子どもが満3歳以上で、幼稚園を利用する場合や、認定こども園で教育を希望する場合に該当。
- 保護者の就労状況に関わらず、すべての子どもが利用可能。
- 休園日は、土・日曜日、祝日、夏・冬・春休み期間。（期間中は預かり保育を実施）

入園までの流れ（予定）

- 10月…利用申込の受け付け
- 12月下旬…支給認定証、利用承諾書の発送
- 1月下旬～2月上旬…一日入園、入園説明会
- 3月上旬…認定こども園保護者会説明会
- 4月上旬…入園式

まなぼろ

各園を見学できます！

入所を希望される児童とご家族の方は、この機会に各園を見学してみたいかたがですか。ぜひ、園の雰囲気をご見学ください。
【町内】各園開放日 ⇒ 毎週水曜日